

Ulrich Jürgens/Gudrun Lindner
Zur Funktion und Macht der Banken
(*Kursbuch* 36, hrsg. von H. M. Enzensberger, K. M. Michel
und H. Wieser, 1974, *Kursbuch Verlag*, Berlin)
ウルリッヒ・ユルゲンス／グドルン・リンドナー
『銀行の機能と勢力』

山 口 博 教

まえがき

ここに紹介する論文は、ユルゲンスとリンドナー両氏の著作である。これは、『クルスブーフ』第36巻の「貨幣」特集号に掲載されている。この論文は、1960年代末から'70年代の前半にかけて西ドイツで行われた「銀行論争」の経過の中で書かれている。その後の論争の中で、銀行批判論、擁護論の双方の側にたびたび引用される重要な論文である。

著者について述べておこう。U. ユルゲンスは、この論文執筆当時は、ベルリン自由大学政治学科の助手であった。現在は、ベルリン国際社会比較研究所で、社会政策、雇用システム分野を担当している。また、G. リンドナー女史は、当時「西ドイツシステム分析——国内支配機構——」研究プロジェクトの一員であった。現在、銀行論争のピークからみると、すでに10年近くの月日が経過している。論争自体は、二度の石油危機の中でしたいに自然終結したようである。

しかし、将来また同じような議論が再開されることは疑いえない。というのは、ドイツ諸銀行の創業期、世紀転換期、一次大戦後というように、幾度か同じような論争が行われているからである。つまりドイツ経済の根幹にかかわる問題の一つであるからでもある。

そこで小稿では、必要な抄訳を行っておくこととしたい。(以下訳出部

分は「」でくくっている。)

目 次

1. 序文
2. 資本制過程における信用の役割
 - a) 社会関係としての信用
 - b) 信用の諸機能
3. 資本制過程における銀行の役割
 - a) 社会的債権・債務者としての銀行
 - b) 銀行資本と国家の関係
4. 産業に対する銀行の勢力
 - a) 資本運動における銀行勢力の機能上の基礎
 - b) 銀行勢力の所有権上の要因と影響力的要因
 - c) 銀行資本の高度の合理性
5. 銀行の国有化(ナチオナリジールング)

1. 序 文

「銀行のはたす役割を研究するうえで、現在三つの困難な問題がある。第一に、簡潔な説明を与える経済学的意味での、『信用の上部構造』についての理論的準備ができていないことである。第二に資料としては、使い古された10年前の、連邦政府集中調査報告¹⁾があるだけである。第三に、銀行の役割とは何かという興味深い問題については、沈黙が支配するだけだからである²⁾。

この絶えず直面する研究上の空白を独自の調査で埋めるということは、われわれの力に余りある。むしろわれわれが行いえるのは、一定の問題に关心をもって既存の資料を検討することである。頻繁に議論されるこの分野、いわゆる銀行勢力の分野で具体的知識と実証的文献が不足していることは明白であろう。このテーマについては、少くとも四つの学問分野——政治学、社会学、歴史、経済学——に关心を向けなければならないことを考えると、この不足は、具体的支配機構の解明という科学上の貢献についても言える。科学的當為は、学生運動が引き起した政治的衝動に絶えず関連している。経済学批判、実践的社会批判への諸マルキ

ストの体系上の試作は、ゆっくりとではあるが、この諸関係（諸カテゴリー）へ向かう冒険に挑んでいる。といってもこの試論は、資本制的再生産の諸基礎的関係から再構成されているとはまだいえない。銀行分析が常に理論上の疑惑をもち、『金融資本』概念のごとく不明瞭な概念が持ち出されるのは、以上のようなことの結果である。

われわれは、現在行われている銀行の勢力と影響力をめぐる論争が、核心的問題に触れてはいないと考える。寄託議決権、株式所有、監査役会での産業との人的結合については、すでにそこで充分な文献が出されている。しかし、この種の証拠収集による証明以外に、十分な理論化が行われてはいない。^{*1}国家機関化要請が根拠としているのは、私的勢力集中の実証的根拠と道議上もしくは、競争政策上の観念にもとづいた判断でしかない。孤立した国家機関化要請は、その核心において——論拠については後で触れる——一方での資本／銀行間関係、他方では、資本／国家／銀行間の諸関係についての二重の誤解にもとづいている。銀行は資本運動の管理者、国家は一般利害の調整者のように思われている。このため、銀行が管理下に置かれると、資本運動が社会全体の批判にさらされうると考えられているのである。

それに対し、我々が示そうとと思うのは、銀行は、一方では抽象的富——自行に預金された貨幣資産——を自らのものとし、このため諸依存関係が造られること、また他方では、その支配力は資本運動に規定され、このため究極的には、銀行の意思から切り離されていることである。もし、銀行の役割を資本運動から相対化させて分析するならば、銀行の勢力とか、システム超克的改革との関係での、その手段としての性格についての非常に固定的な発想も相対化されよう。

資本主義的社会形態における銀行の評価を定めることは、その二重の地位からして困難である。第一に、銀行は機械製造、化学などの産業と並んで、資本の一増殖部門である。一方、それだけではなく、媒介機関であり、総資本の一定程度の結節点を形成してもいる。また国家との関係でもやはり二重の地位をもっている。第一には、私的な資本増殖部門であり、他方では、国家の金融組織、公的課題の遂行機関である。

諸マルキスト理論では、今世紀の始めよりこの二重の地位に言及した概念が確認されていた。他の諸資本に対する銀行資本の関係についての

金融資本テーゼ、銀行と国家の利害関係についての金融寡頭制テーゼなどである。しかし、これらの諸関係は——市民的理論と同様に——所有関係、人的結合関係の分野に専らとどまっていた。

これに対し、われわれは銀行の機能を資本の総再生府過程から規定することを試みる。まず最初に、資本の循環過程、蓄積過程における利潤率の均衡化における信用の役割を問う。この点で、信用の特殊機能がいかに果たされるかが明らかとなれば、銀行活動は、資本再生産の一定の法則下に置かれていることが示され、貨幣資本の流動化と分配において二重の意味で依存関係にあることが証明できる。

これに関連して、ヒルファーディングの「金融資本」概念を取り上げ、増大する信用依存下での産業資本に対する銀行支配というテーゼを検討する。その際には、このテーゼが以下の諸モメントにより動搖していることを示す。すなわち、株式会社の高い自己金融比率、国外金融市場の利用可能性、巨大コンフェルンの財務部門による銀行機能の取り込みである。

以下の節では、株式所有、監査役会での影響力という限りで、銀行勢力を主張することが誤った推測でしかないことを述べよう。われわれの見解では、それらは、検証されてはいない論理的前提、自律的前提から出発している。このため、業務執行上であれ、監査役会上であれ、企業家の決定の他律性を資本再生産の社会法則からは認識していないのである。銀行の役割を価値増殖過程から機能的に導いてこないこのような理論上の欠陥は、これまで理論的にも実証的にも証明されてはいない観念をもたらす。すなわち、銀行が高度の合理性をもち、計画性を備えているという観念であって、これこそが、国家機関化要請の基礎を形成している。最後に、可能であると考えられる銀行の国家機関化の様々な組み合わせについて議論する。」

2. 資本制過程における信用の役割

a) 社会関係としての信用

「信用の経済学的分析にとって——これは経営学的考察や経済全体の中でのモデル設定などにおいても妥当する分析である——マルクスの理

論の中から接合点やカテゴリー上の諸規定を取り出すことは、あまり行われていない。

信用は、その理論では一定の社会関係として把握されている。すなわち、資本制的生産様式を基礎とした一定の資本形式とみなされるのである。」

「借手自身が資本家である限り、信用は一つの特有の物的基盤を獲得する。これは、資本家が、貸手の役割と借手のそれを、一人で交互に取り替えることに表現される。資本の循環こそがこの両機能をもたらすのである。しかも、それはその運動の二局面においてである。

第一には、商品回転中においてである。商品購買に対する信用供与により、商品販売者は貸手となる。この機能は、購買者が商品価値を実現して、自らの債務の支払手段として貨幣を使用することにより解消する。

第二には、資本循環中の貨幣の定期的遊休化においてである。とりわけ、固定資本（建築物、機械等）に対する減価償却基金において。

信用の物的基盤の二つの相異から、信用形態の主要な相違が結果として生ずる¹¹⁾。この点については、後で触れよう。大事なことは、信用の可能性の物的基盤が生産資本の循環そのものであり、この循環により再生産されること、利子生み資本の如き財貨としてつねに利用されるところの蓄積され収約された富の結果では決してないことである。信用制度は、あくまでも産業資本の発展の結果である。信用システムの推進機関である銀行の形成は利子生み資本に対する産業資本の勝利を示している¹²⁾。なぜなら、銀行では、借手と貸手の人的依存関係は解消されていて、信用関係はもはや個人的な関係ではなく抽象的なものであるからである。すなわち、借手は社会的資本、自らの階級の資本¹³⁾、一定の債務関係内にある存在として、現れるのであり、もはや高利貸し関係ではありえないのである。」

b) 信用の諸機能

「産業資本循環中の信用の可能性についての根拠付けの次には、産業資本の立場で信用の必然性の基礎をみるとことにしておこう。ただし、ここでは機能的基礎を取り扱う。この上でこそ銀行と産業資本家¹⁴⁾間の勢力上の影響、支配の諸関係が形成される可能性があるからである。

信用の全機能は、複数資本相互の関係である競争分野にその出発点をもっている。ここでは、資本の内的性質が一般化し、それが貫徹するところの諸規定が展開する。

個別資本にとっては、循環諸局面が絶えず、信用の必然性の原因となっている。」……「購売と販売の速度差を平準化し、生産活動のための連続的資本還流が必要なのは次の場合である。すなわち、国定資本がより大きく、企業内分業がより進み、連続的生産の必要性が増し、生産力がより展開する場合である。

循環中の商品価値の還流を先取りする信用は、生産規模の拡張をもたらす。このことは、直接には蓄積目的でもある。その返済は生産から行われる。信用、すなわち総資本家階級の貸付資本(これのみではないが)は、個別資本の蓄積に推進翼を与える。この推進翼を受け取る必然性は——環境・原料問題や投機と過剰蓄積リスクに直面して、企業に人々が勧めたり、忠告したりする①成長に満足することなく——競争により貫徹させられる。競争こそが、「基本法則」¹⁶⁾として、資本制約生産の全局面における同一の資本増殖度を貫かせしめる機能をもつ。すなわち個別資本に同一利潤をもたらすのである¹⁷⁾。このため信用制度は、このような平準化作用の本来の挺子、促進剤となっている¹⁸⁾。

信用の作用については、三つの機能、すなわち、流通期間の短縮、蓄積の拡大、社会的に統一された利潤率への均衡化の中で探究しよう——その際、考察の中心となるべきは、いわば総合命題であり、作用の結節点である社会的利潤率である——。そうすると、周期的増殖運動の全資本主義的経験、均衡化運動の障害(独占)、世界市場の関係を考慮に入れなければならない。もちろん、このようなことは、一つの雑誌論文では不可能である。われわれは、すでに述べた諸機能上での信用制度の役割についてのスケッチを行いうるだけである。それ以上の問題は捨象する。」

「異なる資本投下部門の利潤率の均衡化にとって重大なことは、信用システム自身が同時にこの均衡化を妨げるのと同じ原因から展開することである。すなわち、固定投下資本の比率と必要最小資本の増加である。自由な資本移動の障害が大きければ大きい程、利潤率の均衡化を一般的に可能にさせる信用制度がより必然化する。利潤率の均衡化が貫徹する形態は、常に生産規模の拡大ないしは縮少であり、同時に異なる収益機

会に出会う個別資本の蓄積の相違である。蓄積に及ぼす信用の作用は、直接的なその拡大のための資本信用であれ、間接的な流通期間短縮（遠隔市場への輸送、倉庫等）のための流通信用であれ、違いはない。いずれの場合にも蓄積のため補足的資本を利用することができる。」

「蓄積するための補足資本需要にとって決定的なことは、信用が個別的に利用する資本の利潤率を明らかに上昇させることである（たとえわずかではあっても利潤率が利子率を上回ることを前提している）¹⁹⁾。というのは補足的資本は一定利潤、——利子コスト控除後に——自己資本の目指す利潤にまで、付け加えられるからである。個別資本にとっての信用需要の強さと高い利潤率は、相互に関連し合う。独占利潤の存在——一定条件下で社会的平均利潤への均衡化に逆らう可能性のある利潤——は以上の理由から、無条件で競争を止揚するとは受けとられない。というのは、独占利潤にもとづく高い蓄積力をもつ剩余価値は、個有の部門に投下することができないため、過剰生産（ないしは過剰能力）によって超過利潤の基礎が打ち壊されるかもしれないからである。貸し付け資本として現れ、信用に供されるべく銀行に利用せしめられるときには、他の諸資本の増殖を拡張する。（これが『独占者』の利用にとどまるるとすると、まず企業買収、合併に利用されることもある。このように、以前に企業買収に利用された資本が解放されると、その一部は銀行を通して、投下先を見出さねばならない）。いずれにしろ信用は蓄積を加速する。これを促進し、一時的に利潤率を高めると同時に、蓄積の限界を生じせしめ、それだけ利潤率を深く低下させる事情をも作り出す。すなわち、資本の過剰蓄積である²⁰⁾。信用は、生産力と同時に過剰蓄積、そしてまた投機により沈静化される中で進行する恐慌を準備する。このような信用制度の二重作用こそが、マルクスが『新たな生産様式への移行形態として示した基本である。』」

「しかし、信用の相矛盾する作用は、これによっても把握し尽されたわけではない。恐慌と生産力の促進は、たしかに一面でしかない。他方では、信用それ自体が、恐慌を隠蔽し、その突発を引き延ばす手段でもある。その発端は、すでに過剰生産（過剰在庫、値崩れ等）として述べたような混乱を調整する流通信用内に存在する。恐慌循環の最後の局面で、このような信用が増加することは、恐慌を回避するものではないと

しても、遅延させることはできよう。この可能性から、この間に国家信用による過剰商品の吸收やシステムティックな消費力の装備が形づくられている²²⁾。

国家による恐慌回避と管理の手段の中で、信用制度がいかなる役割を果しているのか。この点については、この論文では外枠に触れることしかできない。その代わりに、ここでは信用制度の推進機関である諸銀行の地位と機能の中で、信用制度の矛盾した作用がいかに貫徹するかということを探究する。すでに、これまでに使われた諸規定からもわかるところではあるが、ここで一般化をしておく。つまり、銀行は、政治・経済的システムの中では、恐慌を促進し、生産力を発展させる矛盾した領域で作用する機能をもつということである。そこで、銀行が——個別資本として——この矛盾する領域の客体であるのかどうか。または、この矛盾を自覚的、自律的に調節することができるのかどうかが、決定的な問題となる。

当面、社会の集団的資本の代弁者であり、その配分組織である銀行の機能を記述するために、一つの段階を具体的にみてみよう。」

3. 資本制過程における銀行の役割

a) 社会的債権・債権者としての銀行

「すでにのべた資本循環上の信用の可能性の基盤は、社会全体の遊休貨幣を集約する機関としての諸銀行を調査すると、さらに拡大する。信用・貨幣システム内での社会化の高度の段階は、公表されているバランスシートや統計からは十分には把握できない。というのは、貨幣が銀行に投下されている形態——資本循環中に一時的に遊離する貨幣、不生産階級（医者、弁護士、税理士）の収入、賃金の一部分、官庁が一時的運用をする税金——は不特定であるからである。主要な預金形態は普通、定期、貯蓄性の預金である²³⁾。」

「銀行の自己資本は、ごくわずかの部分でしかない（バランス・シートの3.6%と4.3%の間で動いている）²⁴⁾。社会全体の信用が銀行の諸活動の基礎を成している。

遊休貨幣の動員と集中は、利子メカニズムを通して生じる。すなわち、

貨幣は最も高い利子の付く所へ流れていく。

銀行は動員手段としての利子を得るため努力をし、分化させる。銀行にとって最も好都合な貯蓄預金は低金利——1971年1月、法定解約期間のそれは5%——であり、他方、産業・商業資本から集約された定期預金(3ヶ月間銀行に貸し付けられる100万DM以下の額)に対しては、6%から7¼%が支払われている²⁶⁾。

他方、銀行は自ら与える信用に対しては種々の利子率を要求し、こちらは前者の二・三倍となる。すなわち、交互計算信用では9.75%から12%，手形割引では7%から9.5%，分割払いでは6%から9.36%に手数料の2%加えた利率、抵当信用では8%から9%である²⁷⁾。労働者、職員は貯蓄預金では低利子で満足しなければならないのに、他方では、交互計算、分割払い信用等を利用する場合には相当高い利子を支払わねばならないのである。」

「また、銀行が資本動員機能を果し、社会全体の債務者となる一方で、銀行は債権者に対しては、資本配分機能をも引き受けている。銀行がそのために取るもっとも重要な形態は、一方での為替・株式・公社債買い取りであり、他方での貸付け、交互計算信用である²⁸⁾。銀行の地位いかんで次のような相異が生じる。為替・株式・公社債の場合には、その債権・債務者間の個人的性格が債務証書の商品性格のため消失し、一般的で公的な性格をもっている——債権者は株式・社債の販売や為替(手形)の譲渡により任意に交換しうる——。これに対して、貸付と交互計算信用は直接的な債権・債務者関係を保ち続ける。世紀転換期には、この一般的信用形態が支配的であったが、今日では銀行・債務者間では、直接的信用諸関係が優勢となっている²⁹⁾。この変化の一つの根拠は次の点にある。すなわち株式と為替手形はある程度まで与信条件を透明にしていたことであった。すなわち、今日では明らかに望むべくもないが、貨幣の流れを生産的投資へ向けるため、信用制度が形成され始めた時に公開性が必要とされたのであった。このため銀行は量的には貯蓄預金を今日ほど充分に装備していなかったにもかかわらず、始めから十分な信用能力を保持することができたのであった。」

「銀行の配分機能³⁰⁾は個別資本の拡張手段としては、より一層の重大性をもっている。銀行は社会的分業の部門間調整をすべき自覚的な管理機関

であり、ある程度までは価値法則の自覺的調整者であると映ってみえる。しかしあれわれは、信用需要額がまったく正反対の諸関係を示すことがあることを知っている。それは、特に良好な価値増殖条件、蓄積機会と特に悪化した販売と流動性の困難さである。重要なことは、銀行の『価値法則機能』に対して、いかなる基本諸法則によって信用が与えられ、信用審査——信用需要企業の詳細な業績検査——が、いかになされているかを知ることであろう。しかし、この点についてはいかなる資料も公表されていない。銀行秘密³⁴⁾は、患者に対する医師、税務官の守秘義務以上に厳密に——明らかに紳士協定と商習慣である『慎重な用心深さ』に補強されて——機能している。

動員される貨幣額も分配される貨幣額も、ともに循環する資本運動によって規定され、諸銀行は資本再生産の法則の中に投げ込まれている。この依存関係はとりわけ短期信用の授与の際に顕現する。たとえば、1965年の好景気の時には、銀行は66億Dマルクにまで増加したのに対し、その後の二年間にわたる不況時には、それが50億、20億Dマルクにしかならなかつた。同様の変化は、中期信用需要の動向にも見てとることができる。すなわち1967年の不況時の相対的減少と1968年の増加である³⁵⁾。ただし、長期信用は循環的資本運動に対してはかなり変動が少なく、——相対的にみると一定の展開となる——これらの信用種類の需要が少ないことは、生産的投資の大部分を自己金融する力のある産業と関連している。

預金面では、各資本増殖条件に依存していることが明白である。とりわけ、そのほとんどが産業・商業に由来する預金においてそうである。普通・定期預金は、1965年のブーム時から1966年にかけて増加率が下った('65年次：55億Dマルク、'66年次：44億Dマルク)し、この時期には、蓄積過程の緊張状態によって、どの貨幣も遊休せずに、短期信用にみられる如く、補足貨幣需要が増加したのである³⁶⁾。

もちろん、西ドイツの銀行資本はこのような利子のメカニズムに一定程度逆らうこともありえた。というのは、国際的な貨幣・信用市場の高度の統合により——とくに三大銀行とウエストファーレン州立銀行がそこで大きな役割を果している——国外への貸し付け活動の比重が高められたからである。国内資本循環から生まれた諸貨幣が他国の資本の利用

に供せられると、西ドイツでの金利規制が障害を受けることになる。国外金融市場へ逃避する可能性は、1967年の連邦政府と連邦銀行の反リセッション政策においてみられたような否定的作用をもたらす。当時両者が、低貨幣価格政策で経済活動に活を入れようとした時に、諸銀行は自行に流入した貨幣の一部を外国へ輸出していたのであった。国際諸関係は、'69年と'70年のブーム時の高価な貨幣流入の如く、逆の方向に作用することもありえる。当時は貨幣輸入が強く、連銀は、高金利政策を放棄せざるをえなかったのである。」

b) 銀行資本と国家の関係³⁷⁾

「銀行・信用システムの発達は公共の金融需要と密接に関係している。成熟した税制度にもかかわらず、国家は銀行と銀行類似機関を今日でも信用供給者としている。直接的銀行信用が主要な債務形態である。具体的にみると、諸公共団体の債務総額は、1969年では1,160億Dマルクであった。うち60%が金融機関、22%が信用媒介機関（保険会社、年金基金等）、10%が連銀（短期証券）、6%が社会保険に対しての債務であった³⁸⁾。1966年から'69年にかけての330億Dマルクの純受信額のうち、310億Dマルク以上が金融機関から調達された³⁹⁾。

公共当局の銀行に対する金融上の依存は、産業大企業のそれよりも大きいように思われる。公共上の負債管理における銀行の役割は、国家の借り入れを、資本増殖論理のもとに包括することである。このようなわれわれのテーマは連邦債コンソーシアム（BK）の機構と活動に顕現する。

もしも諸地方自治体が、数百万の長期信用を必要とし、公債形態で得ようとすると、この機構の積極的な支援をあおぐことになる。ここでは、連銀の指導下に90の金融機関が集まり、中でも大銀行が主導的役割を演ずる。

公共当局は、原理的には発行を自ら引き受けることが可能な場合もある——諸ランデスツェントラールバンクと郵便局窓口を分売機関として——けれどもそうすることにより、必要債券の一部しか販売しえないというリスクを負うことにもなってしまう。BKの長所は、発行の際に前払いをすること、すなわち、BKが信用を供給し、はめ込みリスク（分売リスク）を引き受けることである。

公共当局はBKにより、自ら引き受ける場合よりも多額の信用を調達

してきたのである。というのは諸銀行が、他の諸業務、たとえば国際的な発行活動にも従事しえるからである。

諸銀行にとっては、このBKにおける結束が、公的取引に対する独占的地位を表わすものとなる。この点は、なかんずく銀行が独自のコンソーシアム権利を創出することができるにある。この権利は、ブルジョア社会の通常の例からはるかにかけ離れたものである⁴⁰⁾。このような異常な程強固な地位は、競争者の供給を排除しているわけではないのにもかかわらず、通常それはBKに内に取り込まれてしまうため、部外者には、統一グループであるかの如く振舞うのである。この委員会内での差異は、直接には会員資格と割り当て比率の関係からみてとることができよう。一方では、この比率から引受価格が、他方では『創業者利得』⁴¹⁾の高さ、プレミアムが確定する。その際のかけ引きが、いかに執拗に行われるか、これは、1959年長い交渉の末に11行の民間銀行が、0.10%から0.20%の間のわずかの割り合いで満足せざるを得なかったという事実にみてとることができる⁴²⁾。最高割り合いを所有しているのは、ベルリン子会社をもつ三大銀行であるが、もちろん損失も受け入れなければならないこともある。1952年には、その割り合いは45%，1973年には35.95%へと低下している。この間の変化は、とりわけ信用協同組合セクターの増加による（1973年次11%，1952年次4%）。⁴³⁾

BKと発行当局間での協議対象は、発行価格、通常利子率、償還期間、最適な発行時期である。発行機能に対して銀行は、債券総額の1.5%から2%の手数料を受けとる。銀行の地位がいかに強いかは、1965年、'66年の事件が示している。1965年10月に円卓会議——連邦、諸州・自治体間で公的信用需要を調整する協議機関が、4億Dマルクの連邦債発行を承認した。ところがBKが、大蔵省と交渉をして2億マルクこれをカットしたのである。理由は、資本市場の機能を損わないようにとのことであった⁴⁴⁾。'65年の12月中旬に予定されていた公債は、同じ根拠により'66年1月まで発行が延期され、また'66年3月から'67年2月まで発行休止となったのである。

発行休止は、とくに『景気動向』により認められる。景気調整法によって、公共セクターであろうとも、ブームの時期には補足需要を喚起して経済を刺激してはならないのである。逆に需要が不足と認められるリ

ウルリッヒ・ユルゲンス／グドルン・リンドナー『銀行の機能と勢力』

セッション期にはその穴を埋めるべく需要を呼び起こすのである。なかんずくマネタルな分野では次のようになる。すなわち、好況時には、公共当局は——1965／66年がそうであった——乏しい金融源泉を資本と競ってはならないということである。ドイチェ・バンクのヘルマン・ヨーゼフ・アプス氏はこの見解をよく代表していた。つまり氏は、発行中止の決定的代弁者であり、公的債務の種類と規模を規制する立法処置を要求してさえいるのである。すなわち、必要な場合には、基本原則をも変更しなければならないとの論陣を張っている。その根拠として、民間経済は当時（1966年）コスト・インフレと収益欠損と格闘しただけではなく、金融資金をめぐって公共当局とも競走していたことがその根拠であった⁴⁵⁾。景気調整策である公的負債政策が受け入れられる程度に応じて、価値増殖利害へのその組み込みが行なわれるのである。

なお部分的には、公共当局が短期借りをすることにより、発行休止を回避することもできた。もちろん、このような信用は計画的借入よりも高くつくものである。直接的な信用授与が、公債発行を妨げるような機関によってどの程度与えられるのかという問題は、この分野の情報不足のために答えることができない。公債発行が常に、大銀行、業務銀行にとって、事実、民間経済上の信用に打撃となるような結果を招いていることもある。そうすると発行休止は、銀行資本により、産業資本の利益のために貫徹させられていることになる。

発行中止や景気循環に対抗するような負債管理が、必ずしも特定の個別資本の利益に合うものではないことは、'66年に通信産業が連邦郵便に対し、異常ともいえる好条件で貸し付けた4億Dマルクが明らかにしている（1年半の償還期間で8%の利子率）⁴⁶⁾。この信用は未公募公債に代わるものであり、それがなければ、連邦郵便の投資計画と該当産業の契約が縮小されるはずのものであった。

さらに以下にのべるように、企業間信用も大きな役割をもっている。この例にみられる如く、これは与信力を利用した銀行勢力に対する一モメントとして把握できよう。

銀行は公的債務の発展を資本増殖の論理に一致させようと試みるばかりではなく、この機能を間接的に行使することにより、低価格信用という形態での公共補助金の分配における特別の地位を得ようとするのであ

る。低利の公共資金をねらう各企業は、信用力並びに実行力を評価してくれる銀行の積極的判断を必要とする。この点では銀行は、あたかも擬似国家機関であるかのように機能するのである。収益力計算の配慮によって、どの程度に立法上の意図が妨げられるのかという点については、その個々のケースについて判断することはできない。ありそうでもあり、ありえそうにもないこともある。

銀行は信用審査に対して、「受信者の支払うボーナスを獲得する。ショーンフィールドの報告では、たとえば通常の銀行利子が7%であるのに対し、公的な支持を受けた信用に対する通常の利子は1963／'64年次には3½%であった。金融機関は、その際公共資金を2%の利子で受け取り、これを3½%で貸しつける。つまり、この業務で銀行が1½%の利子を掌中に収めるのである。たいていの場合には、付随業務を含めていないと思われる所以、収益全体はもっと大きくなるであろう⁴⁷⁾。」

4. 産業に対する銀行の勢力

「資本の再生産過程の地位と機能は、銀行が資本投下と資本増殖の特殊部門以上のものであることを示している。実務家の目を通してみても、また理論的にも、銀行は『経済の管制高地』であり、『銀行勢力』という呪術は、銀行と同じくらい古くからある。前節から、銀行の機能様式が必然的に勢力の仮象を生じせしめることがわかる。というのは銀行活動によってこそ競走の強制法則が明確に目にみえてくるからである。この節では、労働と生産計画がどのような方法で社会的に必要であると認められるのか、その一致の仕方、人格化された様式を確定する。信用審査にもとづく信用授与は、生産の社会的必要性を試すテストであるかのように思われる。一方、信用の拒絶は個別資本の存在にとっての最終行為となることがしばしばである。しかし銀行が個別資本の生死を判断する場合に行使する権限は、実際上の勢力の仮象でしかない。それは、何としても競争が貫徹する資本の内的運動法則の中に存在する。銀行自身も他の個別資本同様この法則下に置かれている。

銀行勢力の仮象はその基礎を、生産過程の『上部構造』である銀行の地位の中にもっている。労働過程である価値増殖過程での素材問題を除

くと、銀行はほぼ全価値生産物の通過地点である。これはもちろん、剩余価値実現、蓄積についての意思決定が行われる、各個別資本の循環中の戦略局面である。銀行はこの決定に関与することは決してないが、それを記録し、周施し、結果を記帳する。銀行は基礎的な経済プロセスをコントロールするわけではないが、コントロールの仮象を呼び起す。

『銀行勢力』をめぐる議論——とりわけ左翼の議論——は、銀行の地位と機能様式から生ずるこの勢力の仮象に、これまで性急に飛び着いていた。このため、資本主義における経済法則の強制的性格を証明するこの仮象と再生産過程の法則を変更することも可能にする銀行の現実的勢力とを区別することが、どうしても必要である。この種の現実的勢力基盤を展開しようと試みた、銀行勢力テーゼの理論的出発点が『金融資本』についての R.ヒルファーディングの分析である⁴⁸⁾。

ヒルファーディングの著作は、社会民主党と——レーニンによるこの分析の引き継ぎにより——マルクス・レーニン主義政党の両者において、一つの伝統を作り上げている。これは、その戦略的、理論的発想においては今日でも現に存在している。その際には、銀行・産業資本間の機能的関係に関する銀行の役割の変化についての根拠が、後景に退いてしまっている。議論の中で目立つのは、勢力と影響力に関する理論的見解である。この限りではマルクス主義と自由主義的な銀行分析は、これまでの所収斂していて、人的結合と資本参加政策に対する批判という点で一致がみられるのである。」

「『金融資本』、ヒルファーディングとしてはこれは、機能的結合、銀行と産業の相互依存関係以上のものであった⁵¹⁾。むしろこの概念は、ある明白な支配関係、銀行家の支配を含んでいる。これに対し、レーニンは『金融資本』の定義において、支配問題は——産業に対する銀行のそれ——であれ（ないしはレーニンがヒルファーディングに反対して、諸独占体について精緻化したように）、産業（独占）の銀行に対するものであれ——どうでも良かった。彼は、『融合』概念を適用した。」

「このため、この概念は、まったく異なる内容をもっている。というのは、独占体／銀行という統一的複合体が、社会の残りの諸層、諸小資本、農民、賃金生活者に対置されているのである。ここでは、金融資本概念は、構成上の重要さを失っている。このレーニン的規定につながる

国独資の理論では、この概念は『独占資本』概念と同義に使われている⁵³⁾。

ヒルファーディングの伝統の中で銀行の現実的勢力を詳しく分析すると、三つのモメントにもとづいていることがわかる。a) 銀行・産業資本の機能的結合、b) 所有権上のまた人的影響上の諸要因、最後に c) 資本主義の社会的再生産システムという観点での銀行諸機能の高度の合理性という、明確には証明されてはいないテーゼである。われわれは、引き続き銀行の役割のいくつかの変化について、ヒルファーディングが論拠とした実証的基礎が今も保たれているかどうか、ある程度まで再考すべく、例証してみることとする。」

a) 資本運動における銀行勢力の機能上の基礎

「ヒルファーディングはここでは、産業資本の蓄積に対する資本信用の重大性と銀行の発行機能を挙げている。

今日あらゆる発達した資本主義諸国の企業の総合的財務構成においては、産業資本の増大する信用依存というテーゼは根拠を失っていて、個別資本の『自己金融』の増加、『固有』の剩余価値量（留保利潤、減価償却）からの蓄積という現象がある。株式会社の自己金融比率は1960年から1970年にかけて70%から80%の間を変動している⁵⁴⁾。

自己金融の割合いが高いことに対応して、長期間固定される貨幣資本を創出する証券発行の比重は、後退している。ヒルファーディングの分析が妥当する時代はドイツの産業構造の創業期であった。1871—1904年の期間に、5482の株式会社が8152億7000万マルクをもって設立された。

(1926—50年には102の会社が6億3800万マルクをもって、1851—70年には295社が24億400マルクをもって設立された)⁵⁵⁾。これに対して、今日では株式会社の新設数はわずかであり、さらに減少しつつある。産業構造と企業数は安定していて、新設は常に会社形態の変更によるものである。また社債と増資もその重大さを、ますます失っている。1968年から1972年にかけて、企業の中・長期信用調達が平均160億Dマルクであったのに対し、新株と社債発行は、年間を通して30億Dマルク以上にはならなかつた⁵⁶⁾。連銀は、このような金融上の変化が生じたのは、税制上の視点と並んで、新株発行が資本所有関係を攢乱するためではないかと考えている⁵⁷⁾。

それゆえ、ヒルファーディングが経済学に導入し、金融資本形成に不

可避な挺子として説明した、あのカテゴリー、創業者利得⁵⁸⁾の重大性も減少してきている。」

「創業者利得は今日では——公的債務で広範にみられる如く——銀行資本に対する諸公共団体を通した国家との関係にかかるカテゴリーである。

景気循環中に変動するものの、かなり高い割合を占める自己金融に表現された、産業資本の蓄積力の変化は、國家が作用を及ぼす新たな価値生産物分配の結果である。高い割合での減価償却と同時に、高い消費税率と所得税率の組み合わせが、巨大生産資本のシステムティックな追加資金を形成している⁶⁰⁾。

産業資本の国内銀行資本からの相対的独自性には、三つの要因が寄与している。第一には、国外貨幣市場への逃避の可能性、第二には、企業間信用の相互譲渡(受渡し信用)、第三には、諸銀行に対する産業資本の債権者としての地位である。通貨の兌換性、自由な資本移動⁶¹⁾、規制を受けないユーロ・ドラー諸市場の存在が、少くとも大コンツェルンの国外での信用利用を容易にしている。通常そこでは、連銀が景気過剰を引き締める政策をとる時にしばしば結ばれる短期の債権・債務者関係が問題となっている。たとえば、1970年には西ドイツ企業の短期純信用需要の60%が国外で調達された⁶²⁾。もちろん、このような特別のケースでは、西ドイツに固有なメイン・バンクの支持をたびたび受けている。というのは、中小企業はユーロ・ドラー市場への進出を食い止められているからである⁶³⁾。以上のことが示すように銀行資本への依存を解消することができるのは、巨大産業会社である。この1970年の例が示しているのは、諸多国籍企業の財務部門が銀行に匹敵しうることである。当時国外の諸コンツェルンはその西ドイツの親会社、子会社に約100億Dマルクを融通していた⁶⁴⁾。

企業が相互信用譲渡によりどの程度銀行機能を果しているかは、既存の統計では十分把握できない。連銀の評価では、1970年には企業間信用は2億Dマルクであり、これは総負債額(準備金振替額を除く)の40%よりも少くないとみている⁶⁵⁾。

国外債務と信用の絡み付きは、これ以外にも関係がある。というのは、西ドイツ大企業は、国際金融市场で動員した資金をその顧客に譲渡する

からである⁶⁶⁾。これによって大企業は半製品の継続的供給と完成品の販売を確保するのである。このような供給業者、信用受容者は事情如何んでは、諸銀行に対する依存関係を、諸大コンツェルンという他者によって置き換えられているのである。

国外と関連企業での信用受容と並んで、銀行勢力テーゼに反する第三のメントとして諸大コンツェルンの「預金者」としてのかなり強固な地位がある。企業は信用需要者のみならず、銀行の債権者としての役割を果している。銀行が信用需要に十分応えてくれない時に、定期預金を解約するという脅迫は、銀行の側で預貸業務を連結する努力をしているのと同様、企業にとっての一つの武器となりうる。どちらの側が究極的には強い立場にあるのかということは、一般的に言うことはできない。具体的な状況によって異なる。以上のことからみて、支配関係について早急な結論を下すのは危険である。」

b) 銀行勢力の所有権上の要因と影響力的要因

「銀行勢力は、現在の議論ではとくに次の諸要因に帰結せしめられる。銀行の株式直接所有、寄託議決権、監査役会諸ポスト。この複合について提供された諸資料がこれを証明しているように思われる。J. フッフシュミットの資料によると、銀行は1967年に、25%以上の資本参加を140件していて、そのうち83件が非銀行部門であった。しかも50%以上の場合が50件あった⁶⁷⁾。この直接の資本参加を補足するものとして、投資子会社を通しての資本参加がある⁶⁸⁾。」

固有の資本参加による地位は寄託株権制度により補強されている。これによって、諸銀行は、自行に寄託された株式を管理し——1971年にはこれが、294億 D マルク、流通株の50%——諸株主総会において小株主の大部分で代理をしている。銀行が代理議決権行使しようとするならば、その15カ月前に株主の委任を必要とする。銀行は総会の前に書状を送り、意思表示を求めなければならない。しかし、返事が返って来ない場合には、銀行は、自行の意向で対処することができるようになっている。」

「第三の要因、議決権貸借がさらに加わる。つまり、銀行は自行の寄託議決権を友好関係にある金融機関に割譲しうるのである。以上のことから議決権ポテンシャルは三つの構成部分から成っている。1. 直接所有株の議決権、2. 自行の顧客の寄託所有分議決権、3. 譲渡された寄

託議決権である。銀行が活躍する株主総会では、銀行は出席資本金分の過半数を所有し、最強、最大グループとなる。

この結果、諸銀行は監査役メンバーの $\frac{1}{3}$ を占め、西ドイツのほとんどすべての主要会社に地位をもっている。はたしてこのような監査役ポストの累積は、株式会社に対する諸銀行の支配権行使という結果をもたらすのであろうか。企業の意思決定が究極的には資本運動に規定されるという問題には触れないでおくとすると、さし当たりは影響力理論の発端が批判されてしかるべきである。その際なされる主要な誤りは、監査役会が法律で定められたコントロール機関としての役割を果しているという暗黙の了解である。

巨大株式会社の実際の意思決定機関についてのアメリカの研究⁷⁰⁾は、この見解に反して組織学的、グループ・ダイナミズムの観点を強調している。これは支配的機関である監査役会についての表象に別の角度から光を向けている。以上の研究成果は、そのすべてが西ドイツの諸関係にそのまま当てはまるものではないが、われわれの見解では基本的傾向を規定するものである。監査役会(AR)の突出した勢力陣地に対し反論すると、企業経営陣は、監査役会の側からの支配企団を取り上げるためにあらゆることを要求すると言わざるをえない。このことは大抵の場合には成功する。というのはコンツェルンの業務取締は、必要なデーターに目を通したり、実際上の意思決定の局面に立ち会うなど重要な地位にあるからである。他方、ARは例外的な場合に応じてのみ情報提示を指図するのである。通常ARが立ち会うのは、経営陣にとって緊急で重大な問題と思われる場合である。この限りでは、次のようなプリツコライトの見方は正しいといえよう。すなわち、景気動向と産業構造変化についての理解、いかなる経済学研究所でさえも示呈することができない、以上の分野での知識を与えるのがARであるというのである。すなわちこの機関の主要機能は、企業のコントロールをすることではなくて——監査役会の地位を占めるのは、銀行以外は供給業者、買い取り業者であることから——相互の情報媒介をすることである⁷¹⁾。

銀行の具体的勢力行使についての一例が、ヘルムート・アルント氏により出されている⁷²⁾。それは繊維部門の中規模株式会社が、銀行代表によって、輸出で得た高利潤を1%という低利子で銀行に預金することを強

制されたのである。つまり、銀行の勢力ポジションは AR での席よりは、信用規制力にあるのである。そしてこの種の連絡業務は、単純な信用契約と同時に強制されるのである。たとえば小株主を代理するような監査役会議長であっても——いかなる方法で役員派遣をしたとしても——このような効果的強制手段をもつことはないのである。

以上の事実が示すように、銀行の寄託議決権を廃止しようとする努力は、必ずしも企業・銀行間の永遠の依存関係をもただちに解消するものではない。我々が考えるところでは、AR は、上級ポジションを占めている人にとってのコーヒークラブのようなものではないにしろ、勢力・影響力理論にもとづく研究は、この機関の機能を過大評価しているといえよう。その理由を挙げるとすると、生産規模の拡張、従業員解雇、輸出拡大、新型モデルの開発などについての決定が、両機関において同一の評価がなされることである。決定に関しては、とりわけ本来は客観的に、すなわち各々の価値増殖条件により規定されているのである。しかしこのことは、業務取締役と AR 間で景気動向や打ち立てるべき戦略についての見解の相違が生ずることがないということにはならない。というのは、資本運動の様々な状況下に置かれている諸問題から直接にその答えが引き出されるわけではないからである。以上のことから、意思決定の領域においては対応の一定のバリエーションが生ずる可能性があるのである。

補足をしておくと、監査役引受の累積——1965年株式法で15以下に制限された——が個人、たとえばヘルマン・ヨーゼフ・アプス氏の、ドイツ経済をも動かすほどの支配的影響力を呼び起すということにはならない。とくに東独の著作家は特定の個人に魔術的な力が備わるかのように述べている。このような個人的説明は、社会的資本生産の客観法則をもおおい隠してしまう。」

c) 銀行資本の高度の合理性

「銀行を個別資本とした上で、勢力の仮像の原因とみなしてきた銀行資本の特殊な機能様式は、同時にかなりのレベルでの社会的合理性という仮像をも生じせしめる。しかしだからといって、諸銀行のみが、産業資本の無視する社会的需要を調整しているのだということにはならない。——このように言ふことは、生産過程で資本の最大限の増殖をするとい

う再生産過程での銀行の位地に反するものである。むしろ、それが意味することは、社会全体で生産された剩余価値量と、将来のその再生産にかかる資本の社会的合理性である。諸銀行は、数多くの諸資本に対して中心的な地位にある。しかもそれは同一商品で生産競争をしている資本や、産業部門では無関係であり、最大限自己増殖との関係で競争している資本に対しての中心的な地位である。このような地位が、調整、システムティックな情報、諸経験の共同利用の手段を銀行に与えるのである。

生産制限、資本移動の指標として、マルクスが与えた生産価格と市場価格の調整は、様々な生産部門に身を置く資本家が、自分の部門以外では容易に行えないものである。それは、一方では、短期的にのみ妥当し、特殊な市況に帰すべき状況がある。他方では、急速な生産手段の価値変動に対し装備すべき、生産技術の発展を見通さなければならない。しかし、個別資本が、無関係な部門に対しても必要とされる見通しをいかにしてえることができようか。諸銀行は全産業部門で自分達の利害をもつだけではなく——これは各資本家が潜在的にもつ傾向がある——諸個別資本の規模拡大の関心と増殖条件が、他人資本の需要という形で表現されることにより、他の諸部門に対する直接的洞察を得る。監査役ポストにもとづく人的影響は、諸資本投下部門への適用条件を明確にするための、銀行資本にとっての一つの表現、一定の形態にすぎないのである。

このため、銀行においては、共同で使用する資本の分配を調整する必要を生じせしめるかのような権限と高度の合理性が想起させられるのである。弁護論者にとって、このことは何らの疑いをもたらすものではない。」

「銀行が調整機関であるかのように思われるるのは、信用審査や監査役を通して得られる正確な情報だけによるのではない。とりわけ、信用授与という形での直接的認可権限による。資本主義社会での銀行は、一つの公的機関の如くみえる。つまり、それぞれの特定の生産条件と生産量の『社会的必要性』を——マルクス主義の理論の規定では、あたかも自然に従い、調整されることがない——自覚的に決定付けるのである。

ショーンフィールドは『西ドイツの組織された自由な市場経済』につ

いて次のように述べている。『産業会社の監査役員として、または通常の銀行業務上産業に積極的にかかわっている西ドイツ大銀行のディレクター やマネージャーが、担当産業の見通しと問題についてのコンセンサスを得るために不斷に努力していないとすると驚くべきことになろう』⁷⁴⁾と。コンセンサスを見い出す際の諸問題は次の通りである。特定部門のある顧客に、もし同部門で他の顧客の拡張計画があったとしても、拡張のための助言を与えるかどうかという問題。『必要』と認められる市場構造を貫徹するために、諸企業間での協働や合併を勧めたり強制するかどうかという問題。インノベーションを要請するか制止するのか、つまり資本主義社会でいかにして客観的方法で、または『構造上の暴力』を用いて価値法則から切り離すのかという問題である。資本主義の自覚的形成と『組織化』の努力を無視しないことは重要であるが⁷⁵⁾、このような試みの限界を示すことも必要である。この限界は一方では、ある程度——すでに述べたように——『自己金融』の増加や国外資金調達（企業間信用等）にもとづく、産業資本の銀行からの自立、他方では銀行自身が資本であるという性格の中にある。銀行間競争の形態としては、公表された資料は何もない（銀行の公的側面である貯蓄利子を除く）。銀行業務が信用を与えるべきことであるために、流動性と利子率の上昇と相まって、信用に対する疑念も減少する。この合理性の裏面が詐欺と投機である。その良い例が建築業界であって、そのべてん的側面に諸銀行がかなり関与して、時々正当な範囲を越えてしまっている⁷⁶⁾。この点では小銀行にだけ問題があるのでないことは、次の二つの事例が示している。一つはクン・ハウ有限会社とともに破産したバウ・クレディート・バンクであり、これにはバイエルン抵当・替為銀行、ドレスナー・バンク、トリンクハウス個人銀行が関与していた。またヘッセン州立銀行の場合には、政治的に『清算』されたのであった。

循環的恐慌であれ、個別産業部門の構造不況であれ、危機的状況下では、銀行はもはや経済循環を支配する管制高地などではなくて、それ自身が危機の対象であることが証明される。ショーンフィールドのいうような意味での協働作業が——大プロジェクト以外で——問題とされるのは、単に銀行間競争についてだけではなくて、個々の大銀行の分散された機構についてもいえる。たとえていうと、西ドイツ大銀行における大

口信用は——百万 D マルク以上の一一件数からみるとごくわずかの部分でしかなく、小口信用授与は、通例では中央当局への報告なしに与えられているのである。

以上の競争と分散的信用貸与の結果、多くの分野で、小規模で前資本主義的企業形態が再生産されている。とりわけ建築業で目立ち、その集中が、ケインズ政策的意味合いで必要となっているのではないだろうか⁷⁷⁾。

大銀行間の競争と角逐が、産業資本の技術状況と信用力からみるといかに非合理的な結果をもたらしているかという点については、シュリーカー、ボルグワード、クルップ等のスキャンダル、投機の失敗などに示されている。

とくに西ドイツの諸銀行の組織的機能についてのショーンフィールド・テーゼは、一面のみ、合理性の面についてのみ指摘しているに過ぎない。ドイツの工業化は、諸銀行の発起・創業機能があつてこそ可能となつたのである。ドイツにおいては、自立的で、世界市場での競争に耐えうる産業資本が形成されたのは次の事情があつたればこそであった。つまり

『資本主義的蓄積の温室』である信用制度がドイツの産業発展を加速化し、資本制社会の新たな水準を切り開いたのであった。このような展開は英国では100年に及ぶ蓄積を経た結果であった。このような銀行の積極的活動は、英國の経済学者アルフレッド・マーシャルが明らかにしていく如く、英國との比較で顕著な与信の際の『危険好み』と銀行と産業との特別なほどに密接な運命共同体的性格を付与している⁷⁸⁾。銀行資本のこの『大規模性』は監査役会制という特殊形態の必要性とマーシャルがのべたように、企業を養成すべく持株を引き受けざるをえない感覚を創出せしめたのであったと考えられる⁷⁹⁾。

その他にマーシャルは、ドイツの銀行制度の特徴として、諸産業分野にわたる技術とインノベーションを評価する、独自の研究機関を付設していることを挙げている。諸産業部門での科学・技術の発達に対する銀行の関心は、今日でも、銀行機関による科学と分析力を備えた研究所の建設にみることができよう。このため銀行代表者は、発想と技術を移転したり、業界の競争者達に情報網を張りめぐらすことができるのである。したがって迅速に協調や合併に対し積極的態度を取りうことになるのである。

すでに触れたドイツ銀行資本の『危険好み』は、第二次大戦後の資本主義復興の中でも保存され続けなければならなかった。復興金融機関の指導者としてアプス氏の果した役割、すなわち、占領軍の『解体』という名での要請下で⁸⁰⁾、軍事・行政的手段で遂行された産業企業の新結合において、特に銀行家が果した役割である。この役割の遂行は、伝統的な銀行による産業調整と生産にかかる問題についての情報力がなければ不可能であったと考えられる。

ドイツの銀行資本については、これが純粋な貸付け資本であるとか、固有の利益を絶対化する利子のロジックに従う産業資本であるとかみなすような単純な一般化を容認することはできない。たとえばアプス氏の場合がそうである。氏は当時の経済相エアハルド氏とは反対に（氏は逆にとくにアメリカからの資本輸入を主張した）自己金融にもとづく西ドイツの産業復興を支援したのであった。そしてそれに好都合なとくに過減的減価償却のような、国家規定を設定した。すなわち、これは、長い目でみると、産業資本の銀行資本に対抗する勢力基盤を強めるにちがいない諸規定である⁸¹⁾。ドイツの銀行資本の特殊な役割は、これを英国の銀行資本と比較すると明白となろう。英国では、19世紀の世界市場での支配的地位と資本輸出国としての発展に支えられたために、信用制度が国内産業資本から強固に自立していたのであった。ロンドンのシティは世界の銀行中心街となり、英國産業の利害を差図するようなことはなかつた。そのために、移出する資本が国内蓄積ファンドからの控除となることがはっきりしているにもかかわらず、資本輸出を現在も将来も行ない続けるのである。

すでにみたように、ドイツの銀行資本は、資本としての枠と限界の中で諸問題を抱え、固有の価値増殖分野にある産業に、力を集中してきた。そこで再度ヒルファーディングの金融資本テーゼを思い浮かべてみると、これは、銀行資本の統一性、組織性に惑わされて、競争と個別資本としての銀行の性格という要素をおおざりにしていることになろう。このためにこそ、銀行を、わざわざ『銀行機構』^{*2}として把握する用語を使いをしているのである。『機構』概念は通常はビュークラートや国家行政活動との関連で使われるが、一投資部門で競争する諸資本の把握には、まったく不適切である。ヒルファーディングは、これに続いて銀行分野

の発達の目標点として中央銀行を次のようにとらえる。

『銀行資本が発達し、銀行・産業間がますます密接に錯綜するとともに、一方では銀行相互間の競争がますます除外され、他方では全資本が貨幣形態で集積され、銀行の介入によりはじめて生産目的に使用される傾向が強くなる。最終局面では、この傾向は次のようになる。すなわち、一つの銀行または、一銀行グループが全貨幣資本を自由にするということである。このような〉中央銀行〈は社会全体の生産のコントロールを行うようになるかもしれない⁸²⁾』

銀行機構の社会的集中と組織化を強調することは、社会主義への移行への期待と戦略からの説明でもある。しかもこれが、あたかも現実の分析から生ずるかの如くに説明されている。しかし現実には、一般的貨幣資本が一般的産業資本と対立しているのではないし、資本の二つの一般分野が、社会を支配するような金融資本の一つの複合体となって融合しているわけでもない。そうではなくて、相互に近接する二つの分野に固有な各々の資本が存在するのである。これらの資本は、生産段階で獲得される利潤を求めて相互に競争し合い、他方ではそれ以外の産業・銀行諸結合とも競争関係にあるのである。

これまでもっぱら歴史の著作で使用されていた金融諸グループのコンセプトが、以上の競争と依存の関係に、一般的金融資本概念よりも、むしろよく妥当する⁸³⁾。このコンセプトの基礎上では、一つの金融グループのスタート点が産業資本であったのか、銀行資本であったのかは問題ではないし⁸⁴⁾、支配関係についての一般的説明も不要である。まさにこの種の諸グループが形成されていて、現存するということが経済史上の事実なのである。これは、資本主義的再生産の必然性に起因するかのようにも思われる。すでに述べたような与信形態の展開は、産業の側の相対的に自立した蓄積基盤に直面することはあるても、次の如き説明が与えられる。つまり、産業諸資本は、必要な場合には大口顧客として貨幣を創出するための労を惜しまない金融的源泉——メイン・バンクを見出す努力を払ってきたのであると⁸⁵⁾。』

5. 銀行の国有化(ナチオナリジーリング)

「システムプロセスの説明の理論的出発点を、 ヒルファーディングが『金融資本論』でしてみせたように流通局面に置き換えることは、 重要な戦略的帰結に関連している。ここでは銀行の役割についてだけ研究する。」

「もし銀行が、 一方では機能上は基本的に不必要的小金融寡頭グループの勢力基盤——他グループに所有を代えられるような勢力基盤であって、 他方では『経済の官制高地』、 社会主義経済での自覚的組織への移行形態と思われるすると、 とくに銀行の国家機関化要請を正当化する結論が生ずる。すでに『共産党宣言』では、『国家資本と独占を伴った一国有銀行による、 国家の掌中への信用の集中』がプログラムに組み込まれている⁸⁹⁾。これとは一線を画すが、 銀行国家機関化、 あるいはやや弱められた形の資本流入の国家管理は『経済民主主義』(ナクタリ)の構想において考えられている。また、 SPD の公表された政策としては1945年以降にみられる——ここでは、 ケインズ的総体的誘導の中で形成された。ユング・ゾチアリステン⁹⁰⁾と DGB の要求目録に見出される『信用制度の社会的コントロール』は、 以上のことから、 絶えずこのような両面的性格をもっている^{*3}。これらは、 一方では——不明瞭で理論的に例証されるものではないが⁹¹⁾——システム変革や『段階的移行⁹²⁾』の戦略に組み込まれている。つまり、 究極的には社会化された経済領域に接近する基幹産業という、 産業民主主義の構想と関連している⁹³⁾。他方では、 ユーザーと DGB の銀行に関連する要求は、 ケインズ主義的手法を改良し、 諸機構の必要な適応を可能とする試みでもある。

民間銀行の営業政策は、 国家目標にしばしば逆ったり、 その経済政策を阻害するが、 このような民間銀行の自立性は、 ケインズ主義的調整策にとっては、 疑いもなく大きな憤まんの一つである。連邦共和国の中央銀行の特別な立法上の地位に根拠をもつ、 連邦銀行と連邦政府間の対立は、 信用制度と国家意図との対立の一つの反映に過ぎない。本来の意味での国家機関化した銀行をもつ資本主義諸国では、 フランスのように、 銀行が国家機関化された場合にも、 国家の介入力に対する制限が踏み越

えられるものではないことが、証明されている。もちろん、機能上は、銀行と産業・商業資本の関係という点で何の変化も生じていないことが、この前提にある⁹⁴⁾。これらの諸機能の推進機関である金融寡頭体が、国家機能の遂行機関に好都合に交換されえるとするならば、これは形式的には、一定の資本機能を果す国家行政機関でしかないことになる。国家に固有な機能の制限——諸階級の各々の政治的力関係を基礎とした——が初めて可能となるのは次の場合である。つまり、ユーザーの計画草案にみられる如く、信用制度が実際に『反資本主義的構造改革』のための一手段に転化された場合である。

政治的計画、銀行の国家機関化は、以上のことから単なる改革要請として処理できないものである。この種の処置が、どんな効果をもたらし、どのような矛盾が現実のものとなり、いかなる進歩的要因をもっているのかということについて、抽象的に規定することはできない。現在計画されている要請を評価するには、理論的、戦略的総合計画を整理することが必要となろう。逆に国家機関化要請が抽象的に、つまり『経済の官制高地』の略取のためだけの手段としてとらえられるであれば、偽装され、順応的な改革を正当化する機能を与えることになろう。」

「総括的にみると次のように言える。

a) 個別資本の再生産過程の客観的機能と照應する『銀行の勢力』は、この過程の法則から切り離しえないのである。諸銀行は、外部から指図されて諸投資に金融する機関ではなく、価値増殖の内的規律に従って、産業・商業資本と貸付け資本を媒介する機関である。株式参加、寄託議決権、監査役引き受けの形態をとった所有上のまた人的な諸結合は、この客観的機能の前提であるとともに帰結でもある。このような与信と組織と情報という諸機能を備えた機構を、最大限の価値増殖という信用審査上の尺度ではなく、「政治的」尺度でとらえるならば、次のような結果を引き起こすだろう。つまり、産業—銀行関係の内部構造を成す、すべての接触、合流水路、協働を破壊してしまうことになろう。

国家へ銀行を組み込むことは、もちろん、国家がその特殊な機能の中で、政策官庁としてではなく、銀行として行動しうるということを前提するのである。

部分であることは、とくにその国際的性格が示している。多国籍コンツェルンと世界的通商関係の形態をとった、国境を超えた資本関係は、信用制度の国際化にも妥当する。大銀行は合併や新機関の設立によりこれらの状況に長い間に適合してきている⁹⁶⁾。すでにみたように与信形態は非常に柔軟であって、替為、交互計算、企業間信用、ドイツあるいはヨーロッパ資本市場での債券発行などの形をとっている。

金融上の諸規制を避けることに、企業の財務部門がどの程度成功するかは、個別諸資本として自由に動き回りうる諸事情で決まってくる。しかし、それを制限するための要點は流通分野では見出されてはいないのである。

このような分析面に立つと、資本の自由を制限する国家の力と限界という問題について具体的な考えを述べることはできない。確実に言えることは、銀行が国家機関化されれば、国家と経済間にある『システム上の境界』は破られることになる。そこでは、私的交換関係、すなわち資本主義的商品関係の領域としての経済が国家により止揚されているのである。——このことは社会的諸階級の一定の歴史的力関係のもとでそうであったし、今でもそうである。国家に固有な『行為の限界』の規定は、歴史的に、かつ、この力関係にもとづいて分析することが可能であるのでしかない⁹⁷⁾。

重要なことは、信用制度をシステム改革の手段として利用しようという考え方が国家自体を一つの手段として前提じていていることである。すなわち、このような国家を『反資本主義的構造改革』に役立てうるというのである。銀行の国家機関化についてのわれわれの批判の出発点は、このような要請の背後にある、手段として使用しうるという国家概念である⁹⁸⁾。信用制度と国家が理論上で『上部構造』として隔離されていて、資本の再生産過程に対しては相互作用を果しているとみなされている。このようにして、両者は資本の手段として把握され、同時に社会的規制のための『即自』に階級中立的な手段との理解を生むのである。

銀行国家機関化の際には、システム改革の一般問題が明瞭となる。すなわち、資本に対する市民社会国家の自律性である。」

[注]

1. Bericht über das Ergebnis einer Untersuchung der Konzentration in der Wirtschaft, Deutscher Bundestag, 4. Wahlperiode, Drucksache IV/2320, また概要については、zusammengefaßt bei: Helmut Arndt, *Die Konzentration der westdeutschen Wirtschaft, Pfullingen*1966を参照のこと。
2. この分野の国家秘密に入りこもうとする研究グループは、かなりの困難さを予想しなければならないが、この点についてヘッセン州立銀行の頭取、レオポルド・ブレーカー氏がある TV 番組ではっきりとのべている。つまり、与信業務の実際については、誰に対しても公開されてはいないのであると。これが TV 視聴者のことを考えての発言であると受けとめるのはあまりに愚直であろう。»*Die großen Pleiten. Konkurse unter der Lupe*« im Ersten Programm des Deutschen Fernsehens vom 20. März 1974 um 20. 15 Uhr.
11. この点については、次の文献を参考のこと, Herrmann Bruhn, Dirk Wölfling, Bernd Koch, »Das Geld im Imperialismus«, in : Probleme des Klassenkampfs, Nr. 11/12, S. 149 ff., S. 182.
12. 「それ（利子生み資本一編集者）が従う真の形態は、信用制度のそれに固有な形態の創出である。」MEW Bd. 25, S. 381.
13. MEW, Bd. 25, S. 380f.
14. 同様のことは商業資本の循環についてもあてはまる。以下に述べることは、商業資本が自立した資本として、社会的再生産システムの一部である限りは、商業資本にも妥当する。
16. MEW Bd. 25, S. 47.
17. 様々の生産諸部門で蓄積され、いろいろな形で組み合わされた資本量を得ようとする競争がめざすものは、資本家間の共産化行為である。すなわち、社会全体の資本を構成する比率に応じて、剩余価値の一部を得るのである。(Marx an Engels, 30. April 1868, in : Marx/Engels, Briefe über »Das Kapital«, Berlin-DDR 1954, S. 170).
18. マルクスは、信用の諸機能についてのべた、「資本論」、第3巻第27章で、信用制度について、ごく簡潔な、発生と機能にかかわる記述をしている。「利潤率の平均化を媒介するために、または全資本主義的生産がその上で行なわれるこの平均化の運動を媒介するために必然的に信用制度が形成されるということ」(451頁)。競争と信用がいかなる関係に置かれているのかは、「資本論」では概念的には不明である。

19. 参照 Rudolf Hilferding, *Das Finanzkapital. Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, (zuerst 1910) Berlin-Ost 1947, S. 100 f.
20. この点については MEW, Bd. 25, S. 251ff と Willi Semmler/Jürgen Hoffmann, »Kapitalakkumulation, Staatseingriffe und Lohnbewegung«, in: *Probleme des Klassenkampfs*, Nr. 2 (1972), S. 1 ff., S. 16-28. 参照のこと。
22. 金融・通貨政策による国家の景気調整策の評価については, Ernest Mandel, *Der Spätkapitalismus*, Frankfurt am Main 1972, とくに S. 373 ff. また Paul Mattick, *Marx & Keynes. The Limits of The Mixed Economy*, Boston 1969, 特に第 7, 14, 15 章を参照のこと。
23. 1973年12月の非金融機関(個人, 企業, 公共機関)の普通預金は950億 D マルク, 定期預金は2050億 D マルク, 廉蓄性預金は2960億 D マルクであった。『連邦銀行報告書(以下では MB と略する)』1974年3月14日15頁
25. 「銀行諸グループの業務展開」, 『MB』, 1971年4月, 30頁以下
26. 連銀の利子統計に掲載された資料は, 一定の利幅内のものとする。すなわち報告された利子の90%のみを載せ, 残りの最高, 最低 5% の利子率は除外されている。(『MB』, 1974年3月, 48頁)
27. 『MB』, 1974年3月, 48頁, 交互計算用下の信用としては, 銀行が当座勘定の枠に入れる信用と理解する。(「当座借越しし信用」)手形割引信用は, 商業手形(企業が相互に与える商業信用)を銀行が引き受けることにより効力をもつ。手形の販売者は, 購売者—銀行—が債権者になることで現金を所有することになる。
28. この特殊な形態については, Erich Achterberg/Karl Lanz, *Enzyklopädisches Lexikon für das Geld-, Bank- und Börsenwesen*, 2 Bde., 3. Aufl., Frankfurt/M. 1967. を参照のこと。
29. 1900年には, 手形信用・交互計算信用が大きな比重を占めていた。また, 1913年には, 後者は3倍に増え, 手形信用の2倍以上になった。Eckehard Eistert und Johannes Ringel, »Die Finanzierung des wirtschaftlichen Wachstums durch die Banken«, in: Walther G. Hoffmann (Hg.), *Untersuchungen zum Wachstum der deutschen Wirtschaft*, Tübingen 1971, S. 93-165, とくに S. 137 また 143 を参照のこと。1973年には, 銀行の短期信用全体に占める手形信用は20%であった。『MB』, 1974年3月26, 27頁

33. 西ドイツの銀行システムは同質的ではなく、三大グループに分かれている——民間銀行(ユニバーサルバンク), シュバールカッセン, 信用協同組合, 不動産銀行, 伝統的分業は近年消え去り始めているが, これはとりわけ, 民間銀行と州立銀行(振替中央銀行)間で顕著である。両者は産業金融と国際的発行業務に進出している。
34. 詳しくは次をみよ。Siegfried Sichtermann, *Das Bankgeheimnis in Deutschland*, Frankfurt/Main 1965.
35. 「MB」, 1974年3月, 104頁
36. すでに述べたように, 信用の増加からはこの時々の増殖条件の制約を受けるため, 結論づけられないものである。というのは, 条件が良い場合には一方で, 生産的投資の拡大に応じて需要されるものの, 他方では支払手段の機能の面では, 停滞の開始とともにこれまた信用が必要とされるからである。このような二重の機能は, ブルジュワ経済学ではしばしば見逃されている。
37. 枚数上の制約のため, 連銀によるマネタルな景気調整策の枠内での国家と銀行の諸関係についての記述は, ここではできない。このテーマについてのほとんどの研究が苦労することは, 諸銀行に対する連銀の政策領域を性急に仮定したり, 1968年以降の如く, 連銀の無力さが直接に明らかになった所で, 再度連銀の「消失した」作用領域を形成するためには, 立法的規制と貨幣政策手段の拡大で充分であると考えたりすることである。すなわち, 連銀が, 国家機構の一部であるとともに私的銀行システムの一部でもあるという二重性格の中で把握されることもなく, また資本増殖過程の方策から原理的に導かれた性格の中で把握されるのでもない。貨幣的調整の試みに対する批判としては, Gudrun Lindner, »Die Krise als Steuerungsmittel«, in: *Leviathan* 3/1973, S. 342-382.を参照のこと。
38. これについては, 連銀の調査をみよ。「公的債務の新傾向」, 「MB」, 1970年8月13頁より, とくに20頁
39. 同上
40. Werner Reiter, *Das Bundesanleihekonsortium in Zusammenhang mit Gesamtwirtschaft, Staat, Banken und Kapitalmarkt*, Wiesbaden 1967, S. 442.を参照のこと
41. さらに S. 139 を参照のこと
42. Reiter, a. a. O., S. 145.
43. Reiter, a. a. O., S. 140 ff. また Manfred Hein/Hartmut Flöter,

- Materialien zum Machtpotential der Banken, Berlin* 1973, S. 26 (Teil D).
44. Reiter, a. a. O., S. 232 f.
 45. »Abs für konsequenter Emissionsstop«, in: *Vereinigte Wirtschaftsdienste, Wirtschaftsspiegel*, Frankfurt/Main Nr. 9 vom 14. Dezember 1966.
 46. »400 Millionen DM Lieferantenkredite für die Post«, in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 9. 8. 1966. ライターの著作では、信用条件についての言及が見られる。Reiter, a. a. O., S. 186.
 47. Andrew Shonfield, *Geplanter Kapitalismus*, Köln/Berlin 1968, S. 311.
 48. Hilferding, a. a. O., 注 19).
 51. ヒルファーディングの規定では金融資本とは「銀行が取り扱い、産業者が利用する資本」である。(a. a. O., S. 306).
 53. レーニンによる金融資本概念に対するポール・M. スヴィーゼーの批判を参照のこと、というのはそれが銀行家の支配という副次的意味合いをもっているから。スヴィーゼーは、この概念に代えて——慎重な読者の誤解を避けるべく——「独占資本」概念を適用することを提起している。*Theorie der kapitalistischen Entwicklung. Eine analytische Studie über die Prinzipien der Marxschen Sozialökonomie*, Köln 1959, S. 212.
 54. 「経済と統計」、連邦統計局編、ヴィースバーデンをみよ。他には次の著作を参照のこと。Walther G. Hoffmann (unter Mitarbeit von Franz Grumbach und Helmut Hesse), *Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts*, Berlin, Cetidelberg, New York 1965, S. 767 ff., bes. 782-787.
 55. Jakob Riesser, *Zur Entstehungsgeschichte der deutschen Großbanken mit besonderer Rücksicht auf die Konzentrationsbestrebungen*, Jena 1905, S. 74 und 70.
 56. 新株販売は、(名目額で)1968, 1969年には、各々18億 D マルク、1970年には24億 D マルク、71年には28億 D マルク、72年には再び24億 D マルクであった。社債、転換社債は(相場価格で)次の通り。'68年3億 D マルク、'69年4億 D マルク、'70年6億 D マルク、'71年19億 D マルク、'72年13億 D マルク。企業と経済活動をする個人に対する中長期信用は——連銀の分類では——同期間に約800億 D マルク増加している。(ただし、抵当信用は含まれていない。) 資料 *Statistisches Jahrbuch für die Bun-*

ウルリッヒ・ユルゲンス／グドルン・リンドナー『銀行の機能と勢力』

- desrepublik Deutschland*, hrsg. vom Statistischen Bundesamt in Wiesbaden (fil.) und *Monatsberichte der Deutschen Bundesbank* fil.
57. Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1969, S. 67.
58. Hilferding, a. a. O., S. 157 を参照
60. 国家の処置、とりわけ税金政策によって、いかに強固に戦後西ドイツの経済発展が引き起こされたかという点については、以下の著作家が記している。Karl W. Roskamp, *Capitalformation in West Germany*, Detroit 1965, Frederick G. Reuss, *Fiscal Policy for Growth without Inflation. The German Experiment*, Baltimore 1963, und Henry C. Wallich, *Triebkräfte des deutschen Wiederaufstiegs*, Frankfurt/Main 1955.
61. 現金寄託義務の導入でさえもこのことを何ら変えなかった。というのは、規制条項から商業協定が取り除されたからである。
62. この数値は連銀の経済全体の金融計算にもとづく。このため短期負債は個別経済分野ではもっと高いと思われる。というのは連銀はここでは経済上の平均値を与えているからである。(『MB』, 1972年5月, 13頁)
63. 『MB』, 1972年5月, 13頁
64. 『MB』, 1971年11月, 26, 28頁
65. 『MB』, 1972年11月, 26頁以下
66. 『MB』, 1971年11月, 36頁, 1972年11月, 28頁以下
67. Jörg Huffschmid, *Die Politik des Kapitals. Konzentration und Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik*, Frankfurt/Main 1969, S. 84.
68. Hein/Flöter, a. a. O., Anlage 2.
70. Myles L. Mace, *Directors : Myth and Reality*, Boston 1971; Stanley C. Vance, *The Corporate Director*, Homewood, Ill. 1968; R. A. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, Berkeley 1966; Edward S. Herman, »Do Bankers Control Corporations?«, in: *Monthly Review* Vol 25, 2 (June 1973), S. 12-29. 銀行支配を強調する著作。Peter Fitch und Mary Oppenheimer, »Who Rules the Corporations?«, in: *Socialist Revolution*, July-August 1970, Part I, und September-October 1970, Part II.
71. Kurt Pritzkolet, *Auf einer Woge von Gold. Der Triumph der Wirtschaft*, München, Wien, Basel 1964, S. 98-211.
72. Vgl. Helmut Arndt, *Die Konzentration der westdeutschen Wirtschaft*, Pfullingen 1966, S. 48 f.

74. Shonfield, a. a. O., S. 302.
75. 客観的、構造的合法法則性を基礎とした、個人と機関の裁定領域の関係は、マルクス主義の議論のたえざる問題となっている（とくに国家問題において）。注97, 98を参照のこと。共謀理論的、あるいは特定個人的記述（資本主義＝アプス氏）を撃退することは正当であるが、仮面と人物間の関係を理論的に正確に規定することも重要である。
76. 銀行法によると、銀行はその責任自己資本を超える信用を与えてはならない。ハウ・クレディート銀行は、クン社に対して、2千万Dマルクの自己資本で1億3千8百万Dマルクの信用を与えていた。個々については次の参照のこと。Caspar Schirmeister, »Profitquellen von BRD-Monopoblanken«, in: *IPW-Berichte* 12' 73, S. 46 ff., S. 49.
77. Claus Offe, Volker Ronge, »Fiskalische Krise, Bauindustrie und die Grenzen staatlicher Ausgabenrationalisierung«, in: *Leviathan* 2/73, S. 189 ff.を参照のこと。
78. Alfred Marshall, *Industry and Trade*, London 1919.を参照のこと
79. この状況は国家的規制によって強化された。株式と社債の取引きは1896年の法律によって一年間の発売停止期間を付された。この期間、企業は銀行の事前金融に頼っていたのであった。ショーンフィールドは次のように、プロイセンドイツ國家の意図を性格付けている。「…銀行を責任者として、この試験期間（一年間）中に新会社に対する注意深い目をもち、無規律な投資家の過剰投機を制限し、また最終的には、銀行が諸株主の議決権代理行使をするために、ドイツ産業のマネージャーに進軍ラッパを吹く力を持つのである。」（Shonfield, a. a. O., S. 295.）
80. Eberhard Czichon, *Der Bankier und die Macht. Hermann Josef Abs in der deutschen Politik*, Köln 1970, S. 166 ff.を参照のこと
81. Vgl. Czichon, a. a. O., S. 171.チヒョンは「資本の總理大臣」の表題で戦後のアプス氏の役割について述べている。国内再生産システムの世界市場での地位という点ではアプス氏が上述のケースで——長期的にみて——ドイツ諸銀行の利害を代表しているといえよう。
82. Hilferding, a. a. O., S. 234.
83. とくに独占グループ概念を分析した東ドイツの歴史家の研究を参照のこと。入門的文献、Deutsche Historiker-Gesellschaft (Hg.), *Monopole und Staat in Deutschland 1917-1945*, Berlin/DDR 1966, また das von einer Studiengruppe der KPF herausgegebene Werk: *Der Staatsmonopolistische Kapitalismus*, Berlin/DDR 1972, S. 339.他を参照のこと。

ウルリッヒ・ユルゲンス／グドルン・リンドナー『銀行の機能と勢力』

84. 「ヨーロッパ産業、金融ユニオン」は1943年に業務銀行となったシュナイダー産業グループの株式会社である。銀行から出発した銀行と産業の結合体としてブービエは「パリ・オランダ銀行」を挙げている。Jean Bouvier, »Die Anwendung des Begriffs »Finanzkapital« auf eine konkrete Gesellschaftsformation: Frankreich im 20. Jahrhundert«, Vortragsmanuskript, FU Berlin 1974, S. 8.
85. くわしくは、1970年、1971年の連銀の引締政策の時の西ドイツ諸銀行の国外での様々な流動性創出の取引きをみよ。Gudrun Lindner, »Restriktive Bedingungen monetärer Steuerung, dargestellt am Beispiel der Deutschen Bundesbank in den Jahren 1969 bis 1971, Manuskript.
89. »Manifest der Kommunistischen Partei« in: MEW Bd. 4, S. 459 ff., S. 481.
90. 他に»Zur Politischen Ökonomie und Strategie«のテーゼを参照のこと。1971年12月、11、12日、ハノーバーでのユングゾチアリステン臨時全国大会、ユーノーのいわゆる戦略のための大会
91. Peter von Oertzen, »Thesen zur Strategie und Taktik des demokratischen Sozialismus in der Bundesrepublik Deutschland«, 1973年11月16、17日、フランクフルト・アム・マインでのSPDの下部地域大会で行なわれた報告、未公開、第2章案43頁以下
92. 修正主義のプログラムでの国家機関化要求の漸進的後退と「段階化」——この方向への兆候は1921年のSPD多数派のゲルリッツ・プログラムに見出される——についてはジークリフト・ハイマン、ボドー・ツォイナーの研究、*Probleme des Klassenkampfs* を参照のこと
93. 生産過程を流通過程から支配し、流通局面の中で信用制度をこのような支配の要点に据えようという試みは、フランスのユートピア社会主义者達の長い伝統をもっている。すなわち、サンーシモンの後継者（ペルケール、コンシデロン、ヴィダル）から信用協同組合の構想（シュルツェ・デーリッシュ）を経て、今世紀初頭のシルビオ・ゲゼルの信用政策上の改革提案まで続いている。Kurt Moldenhauer, *Kreditpolitik und Gesellschaftsreform. Eine international-vegleichende Untersuchung zur Problemgeschichte des Sozialismus*, Jena 1982.
94. フランスの国家機関化の成果についてショーンフィールドの評価を参照のこと。「ところで、フランス諸大銀行の国家機関化は、フランスの信用制度に対して政府が負う厳格なコントロールという重要性をもたらさなかった。実際には、国家機関化後に諸銀行を指導したのは、以前と同

様のマネージャー・タイプであり、同様の商業原則であった。管理当局は、変ったことは何もないことを誇示するためのあらゆる努力を惜しまなかつたようである。」(S. 200f.)

96. Günter Hummel, »Internationale Expansion der BRD-Monopolbanken«, in: *DWI-Berichte 2-72*, S. 10 ff.

97. 国家介入との関連での「システムの限界」と「機能の限界」との区別については、次を参照のこと。Bernhard Blanke/Ulrich Jürgens/Hans Kastendiek, »Zur neueren marxistischen Diskussion über die Analyse von Form und Funktion des bürgerlichen Staates«, ドイツ政治学連合の大会報告、ハンブルク、1973年10月1～4日 *Politische Vierteljahrsschrift*, Sonderheft 6.

98. 手段として国家概念の批判と国家の役割についての新しいマルクス主義的議論による論争については次の参考のこと。Blanke/Jürgens/Kastendiek, a. a. O., この論争についてはとくに、Christel Neustuß/Wolfgang Müller, »Die Sozialstaatsillusion und der Widerspruch von Lohnarbeit und Kapital«, in: *Probleme des Klassenkampfs*, Sonderheft I (1970), S. 7 ff; を参照のこと。

国家独占資本主義理論額の手段としての国家概念批判については、Margaret Wirth, *Kapitalismustheorie in der DDR. Entstehung und Entwicklung der Theorie des staatsmonopolistischen Kapitalismus*, Frankfurt/M. 1972, (国独資的規制に対する信用の上部構造の役割についてはとくに、111頁以下) を参照のこと

紹介者訳注

※ 1. 国家機関化は Vevstaatlichung の訳である

※ 2. 機構は Aparat の訳である

※ 3. コング・ゾチアリステン (Jungsozialisten 略してユーザー, Juso)
は SPD(ドイツ社会民主党)の青年部組織を指す。DGB 氏は、ドイツ労働組合総同盟を指す。